



白岡市と医療法人社団哺育会白岡中央総合病院との包括連携協定

白岡市(以下「甲」という。)と医療法人社団哺育会白岡中央総合病院(以下「乙」という。)は、相互が連携して、市民が健やかに安心して住み続けることができるまちを目指し、以下のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と地域医療の中核を担う乙が、連携・協力して、持続可能な地域医療の確保を図るとともに、市民の健康増進、福祉の向上及び生活の質を高めることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的実現に寄与する取組として、次の事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) 市民の健康増進及び保健事業の推進に関すること。
- (2) 地域医療の充実に関すること。
- (3) 災害時における医療拠点としての救護活動等に関すること。
- (4) 感染症発生時における医療体制の確保に関すること。
- (5) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (6) 市民の健康づくり及び健康に関する普及・啓発に関すること。
- (7) スポーツ振興に関すること。
- (8) 誰もが安心して医療機関を利用できる環境づくりに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議の上、合意した事項に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的の達成及び前項各号に掲げる事業が円滑に行われるよう相互に協力し、誠意をもって対応するものとする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について、変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

(守秘義務等)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を通じて、知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 甲と乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年7月7日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長

藤井栄一郎

乙 埼玉県白岡市小久喜938番12
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院
院長

橋本視法